

亀山市告示第57号

亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱の一部を改正する告示

亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱（平成17年亀山市告示第221号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保証料の補給)</p> <p>第3条 市長は、<u>予算の範囲内において、30万円を限度として保証協会の定める保証料の額の全額に相当する額</u>（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を補給するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、</p>	<p>(保証料の補給)</p> <p>第3条 市長は、保証協会の定める保証料の額の全額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を補給するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、こ</p>

この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、当該融資に係る貸付期間内に保証料が支払われた場合における保証料の補給及びその返還については、なお従前の例による。

の告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、当該融資に係る貸付期間内に保証料が支払われた場合における保証料の補給及びその返還については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後に融資機関が行った貸付について適用し、同日前に融資機関が行った貸付については、なお従前の例による。